

平成23年度（第86回・第87回）税務会計能力検定試験は、「平成23年度税制改正法案」が4月30日現在未施行につき、従前の法令及び4月1日に施行された「つなぎ法案」に準拠して出題されることになりました。

そのため、現行版のワークブック（平成22年度税法版）で検定対策が可能となりました。ただし、次の2点について修正が必要ですので、自己採点の際には以下の解答を参照していただきますよう、お願い申し上げます。

【修正①】「障害者控除」および「扶養控除」に法改正がありましたので、総合問題（第3問）については第76回と第77回の解答に、理論問題（第2問）については第77回(4)、第78回(5)の解答、および第80回⑤の解説に修正があります。

【修正②】第3問の出題形式が一部改訂となります。これまでは「課税総所得金額」を求めるまでの出題でしたが、「課税総所得金額に対する税額を税額速算表を適用して計算する問題」に改訂となりました。そのため、問題に＜資料3＞として「税額速算表」が与えられることになりました。

《問題》

第3問 次の資料により、物品販売業を営む全経太郎（○歳）の平成○年分の課税総所得金額に対する税額を同人に最も有利になるように計算しなさい。

＜資料3＞税額速算表

課税総所得金額	税率	控除額
1,950,000円以下	5%	
1,950,000円超 3,300,000円以下	10%	97,500円
3,300,000円超 6,950,000円以下	20%	427,500円
6,950,000円超 9,000,000円以下	23%	636,000円
9,000,000円超 18,000,000円以下	33%	1,536,000円
18,000,000円超	40%	2,796,000円

以下、修正した解答を掲載いたしました。自己採点の際には以下のとおりの解答をご参照ください。

【理論問題】解答編

第77回(4) × 第78回(5) ×

【理論問題】解説編

第80回(5) 特定扶養親族は、控除対象扶養親族のうち年齢**19歳**以上**23歳未満**の者

【総合問題】 解答編

第75回 第3問

2. 所得控除額、課税総所得金額及び課税総所得金額に対する税額

課税総所得金額 に対する税額	⑮ 327,300 円	⑭ × 20% - 427,500 円 = 327,300 円
-------------------	--------------------	--

第76回 第3問

2. 所得控除額、課税総所得金額及び課税総所得金額に対する税額

扶養控除	⑫ 1,210,000 円	630,000 円 + 580,000 円 = 1,210,000 円
基礎控除	⑬ 380,000 円	
所得控除合計	⑭ 3,160,260 円	⑦ + ⑨ + ⑩ + ⑪ + ⑫ + ⑬ = 3,160,260 円
課税総所得金額	⑮ 4,248,000 円	⑥ - ⑭ = 4,248,240 円 → 4,248,000 円
課税総所得金額 に対する税額	⑯ 422,100 円	⑮ × 20% - 427,500 円 = 422,100 円

第77回 第3問

2. 所得控除額、課税総所得金額及び課税総所得金額に対する税額

扶養控除	⑫ 380,000 円	380,000 円
基礎控除	⑬ 380,000 円	
所得控除合計	⑭ 2,454,025 円	⑦ + ⑨ + ⑩ + ⑪ + ⑫ + ⑬ = 2,454,025 円
課税総所得金額	⑮ 8,357,000 円	⑥ - ⑭ = 8,357,875 円 → 8,357,000 円
課税総所得金額 に対する税額	⑯ 1,286,110 円	⑮ × 23% - 636,000 円 = 1,286,110 円

第 78 回 第 3 問

2. 所得控除額、課税総所得金額及び課税総所得金額に対する税額

課税総所得金額 に対する税額	⑰ 673,100 円	⑱ × 20% - 427,500 円 = 673,100 円
-------------------	-------------	---------------------------------

第 79 回 第 3 問

2. 所得控除額、課税総所得金額及び課税総所得金額に対する税額

課税総所得金額 に対する税額	⑱ 507,100 円	⑰ × 20% - 427,500 円 = 507,100 円
-------------------	-------------	---------------------------------

第 80 回 第 3 問

2. 所得控除額、課税総所得金額及び課税総所得金額に対する税額

課税総所得金額 に対する税額	⑰ 852,500 円	⑱ × 20% - 427,500 円 = 852,500 円
-------------------	-------------	---------------------------------

第 81 回 第 3 問

2. 所得控除額、課税総所得金額及び課税総所得金額に対する税額

課税総所得金額 に対する税額	⑰ 227,100 円	⑱ × 10% - 97,500 円 = 227,100 円
-------------------	-------------	--------------------------------

第 82 回 第 3 問

2. 所得控除額、課税総所得金額及び課税総所得金額に対する税額

課税総所得金額 に対する税額	⑰ 1,231,140 円	⑱ × 23% - 636,000 円 = 1,231,140 円
-------------------	---------------	-----------------------------------

● 下記の訂正をお願いいたします。

回数	訂正箇所	訂正内容	
第 77 回 解答用紙③ 生命保険料控除	金額 ⑨	【誤】 97,120 円	【正】 97,125 円
第 81 回 解説①	(4)①	【誤】 雑所得	【正】 配当 所得
第 3 問付記事項	(4)③	【誤】 配当所得	【正】 雑 所得